

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十一号

##### 広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県看護師等修学資金貸付規則（昭和三十七年広島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十一条第一号」の下に「若しくは第二号」を、「文部科学大臣が指定した」の下に「大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学をい、短期大学を除く。以下同じ。）若しくは」を加え、「同条第二号」を「同条第三号」に改め、同条第三項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

##### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。